

重要事項説明書

1 事業者

名 称	株式会社アイ
所在地	春日井市坂下町五丁目1215番地667
代表者	北國 恵子
電 話	0568-88-8062
F A X	0568-55-6515

2 事業所

種 類	指定訪問介護事業所
番 号	2373802244
名 称	訪問介護 しゅう
所在地	愛知県小牧市大字上末字東山3440番155
電 話	0568-47-1321
F A X	0568-47-1325

通常の事業実施地域

小牧市、春日井市

※ 通常の事業実施地域を越えて行う事業については次のとおり交通費を頂きます

・実施地域を越える地点から、片道1キロメートル毎 110円（税込み）

営業日：月曜日から金曜日。但し12月31日～1月3日を除く

営業時間：9時～18時（電話等により24時間連絡が可能な体制とする。）

3 事業所の職員体制

管 理 者	1人(常勤)
サービス提供責任者	2人以上
訪問介護員	2.5人以上（常勤換算）
事務職員	1人以上

4 サービス概要

(1) 内容

<p>身体介護：入浴の介助、食事の介助、衣服着脱の介助、排泄の介助、 移動の介助、その他必要な身体介護の介助</p> <p>生活援助：調理、配膳、洗濯、掃除、生活必需品の買い物、必要な家事</p>
--

(2) 利用料金

ご利用者様負担額は、原則、利用者負担割合に応じた額とする。

但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスについては、全額自己負担となります。

7級地/1単位(小数点切り捨て) = 10.21 *令和6年6月1日改定

①		単位	料金
身体介護	20分未満	163	1,664円/回
	20分以上30分未満	244	2,491円/回
	30分以上1時間未満	387	3,951円/回
	1時間以上1時間半未満	567	5,789円/回
	1時間半以上の場合、30分増す毎に加算	82	+837円/回
身体介護生活援助に引き続きを行なう場合	20分以上45分未満	65	+663円/回
	45分以上70分未満	130	+1,327円/回
	70分以上	195	+1,990円/回
生活援助	45分未満	179	1,827円/回
	45分以上	220	2,246円/回

② 加算料金等

※ 早朝夜間25%増、深夜50%増、2人体制の場合は2倍の利用料

※ 初回加算（初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合）

200	2,042円
-----	--------

※ 緊急時訪問加算（利用者、家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う。又訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行った場合）

100	1,021円
-----	--------

③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

①～②により算定した額の22.4%に当たる額

※法律の改定又は取得する加算等に変更があった場合は、別途お知らせ致します。

(3) 料金の請求およびお支払方法

利用料金は、翌10日以降に、当月のサービス提供日数、内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を請求書に記載して送付又は持参します。

請求書記載期日までに指定の方法でお支払いいただきます。

(4) ホームヘルパーの禁止行為

- ・直接本人の援助に該当しない行為

例) 主として利用者が使用する居室以外の掃除、留守番、家族分の調理、配膳、下膳、食器洗い、掃除、布団干し、買い物、来客の応対(お茶出し、食事の手配等)

- ・利用者及びご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

- ・日常生活援助に該当しない行為

例) 草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸、家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え、宗教や政治活動、大掃除、窓ガラス拭き、床ワックスがけ、ペットの世話、家内外家具の修理、ペンキ塗り、自家用車の洗車

- ・正月、節句等のための特別な手間をかけて行う調理

- ・本人の自立につながらない行為(過剰介護)

- ・医療行為

- ・金銭又は物品、飲食の授受

- ・飲酒、喫煙及び飲食

5 キャンセル料

訪問予定時間の2時間前以内のキャンセルは1回につき1,430円(税込み)頂きます。

6 秘密保持

当該事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。また、事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を用いません。

7 苦情申立窓口

(1) 苦情・相談の受付

ご利用者ご相談窓口 訪問介護 しゅう	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前 9時00分 ~ 午後6時00分 電話 0568-47-1321
小牧市介護保険課	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前 8時30分 ~ 午後5時15分 電話 0568-76-1197
春日井市介護高齢福祉課	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前 8時30分 ~ 午後5時15分 電話 0568-85-6184
愛知県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前 9時 ~ 午後5時 電話 052-971-4165

8 緊急時の対応方法

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

緊急の場合は下記の連絡先に連絡をとります。

主治医	医療機関名
	主治医名
	住所
	電話番号
ご家族	氏名（続柄）
	住所
	電話番号

9 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに応急処置、上記医療機関への搬送等の措置を講じ、ご家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び処置について記録をするとともに、原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

10 第三者評価の実施状況

無し